

スムーズな審査のために

審査の基本的な流れ

確認申請
図書準備

※[青字アンダーライン部分](#)をクリックすると、そのページへジャンプします。

Q1 事前相談をしていますか？

A1 積極的に対応しております。ご希望の場合は事前に下記までご連絡ください。また、メールでも対応しております。ご来社せずに事前相談も可能ですのでご利用ください。

確認検査本部 審査グループ(意匠・構造・設備)
電話 03-3362-0476(直通)
E-Mail info@good-eyes.co.jp

Q2 申請に必要な図書を教えてください。

A2 『[確認申請必要書類について](#)』により、必要書類と部数をご確認ください。

Q3 必要書類はどこからダウンロードできますか？

A3 『[各種書類ダウンロード](#)』より必要書類をダウンロードいただけます。是非ご利用下さい。

Q4 建築士の資格証の提示等は必要ですか？

A4 平成25年1月より、弊社では行政センターが運営する資格者データベースにて資格の確認を行っておりますので、建築士の資格証について原本提示は不要です。写しの添付も不要です。

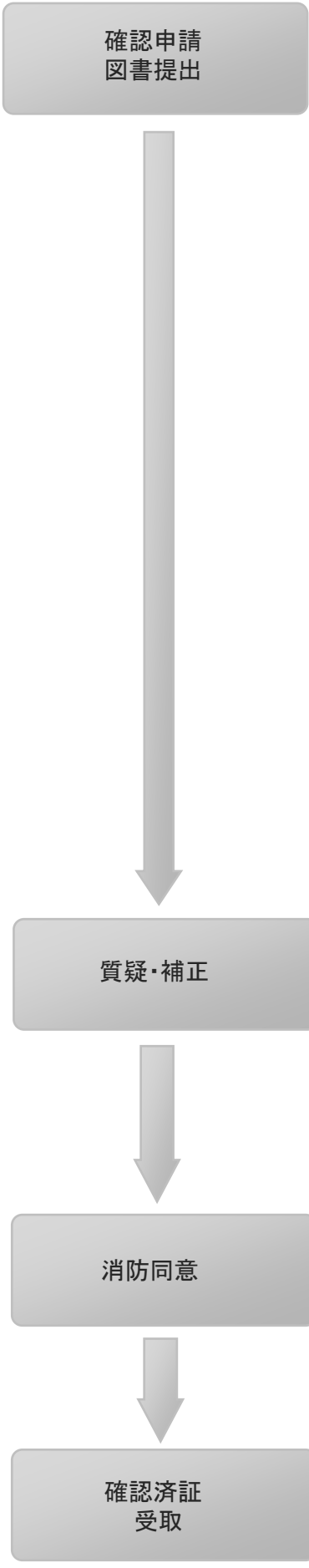
Q5 認定書の添付は必要ですか？

A5 原則不要ですが迅速な審査のために、『[許可・認定番号一覧表](#)』の添付をお願いしております。

Q6 住宅性能評価、長期優良住宅、フラット35、低炭素建築物、省エネラベル、住宅性能証明書も一緒に申請できますか。

A6 ワンストップサービスで対応しておりますので、同時申請可能です。ご利用できるメニューについては別途ご相談ください。

評価認証事業部
電話 03-3362-0667(直通)



Q1 申請予約は必要ですか？

A1 ご来社の際は事前に予約いただくと当日お待たせいたしません。
ご希望の場合は事前にご連絡ください。
また、郵送受付も行っておりますので、ご来社せずに申請をご提出することが可能です。不明な点をご相談ください。

確認検査本部 審査グループ(意匠・設備・構造)
電話 03-3362-0476(直通)

Q2 手数料の入金期限はありますか。

A2 7営業日を目安に入金をお願いしております。ただし、やむを得ない事情がある場合は事前にご相談ください。

Q3 軽微変更と計画変更の判断はどのようになりますか？

A3 建築基準法施行規則第3条の2各号のいずれかに該当し、
建築基準関係規定に適合することが明らかなものは軽微な変更になります。
事前に担当者までご相談ください。
また、ご提出はお早目をお願いいたします。

確認検査本部 審査グループ(意匠・設備・構造)
電話 03-3362-0476(直通)

Q1 補正はいつ行けば良いですか？

A1 営業時間内にご来社をお願いいたします。
また、郵送でもお取扱いしております。ご来社せずに補正を完了することが可能です。
※営業時間につきましては、社会情勢等で変更となる場合がございます。
ホームページでご確認をお願いいたします。
URL : <https://www.good-eyes.co.jp/>

Q1 消防同意の図書持ち回りは出来ますか？

A1 万一の事故等により個人情報漏えいの危険性があるため持ち回りはお断りしております。ご了承下さい。